

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日		
条例の題名	大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例		公 布 日	昭和46年12月24日	
条例番号	昭和46年三重県条例第60号		直近改正日	平成22年12月28日	
所管部局課	環境生活部大気・水環境課		電 話 番 号	059-224-2380	
条例の概要	大気汚染防止法第4条第1項の規定及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、ばいじん及び有害物質に係る排出基準及び排出水の汚染状態に係る排水基準を定めるものである。			条例の 類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	本県の自然的、社会的条件及び現在の環境基準の達成状況を勘案した場合、大気汚染法及び水質汚濁防止法が定める基準よりも厳しい基準を定める必要がある。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	本条例の規定は環境基準を確保するためのものであり、公的な関与が必要である。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい			
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	環境基準が十分に達成・維持されている状況にないため、少なくとも現状維持が必要である。		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	法の規定で、条例で定めることとされている。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	本条例は、法の規定に基づくものである。		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法は、自然的、社会的条件を勘案して法令よりも厳しい基準を条例で定めることを許容しており、憲法、その他の法令に抵触しない。		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	該当なし			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい			
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	県民ビジョンにおいて「大気・水環境の保全」が施策に掲げられており、その実現のための条例であり、整合している。		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	環境基準が十分に達成・維持されている状況にないため、少なくとも現状維持が必要である。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	本条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づき、ばいじん及び有害物質に係る排出基準並びに排出水の汚染状態に係る排水基準を定めたものであり、現在の環境基準の達成状況を考慮すると廃止すべき規定はない。		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	排出基準適合のためのコストは排出者が負担する。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	自然的、社会的条件から環境基準の確保が困難である地域について、本条例の規定を適用しており、県内一律の効果を目的としていない。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	本条例の対象地域内の排出者がコストを負担することは妥当である。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
		本県における現状及び自然的、社会的条件を勘案した場合、環境基準の達成・維持を目的として、引き続き大気汚染防止法及び水質汚濁防止法が定める基準よりも厳しい基準を定める必要がある。			無